

軍事的安全保障研究への対応に関する 琉球大学の取り組み

西田 睦

琉球大学 理事・副学長（研究・企画戦略担当）



2018.9.22 日本学術会議・学術フォーラム
軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題
—日本学術会議アンケート結果をふまえて—

内 容

1. 琉球大学の成り立ち

2. 琉球大学の取り組み



1. 琉球大学の成り立ち



琉球大学の開学 — 県民と海外県系人の熱望と活動により



(写真) 首里城址跡に設立された琉球大学
(沖縄県立公文書館より)

- 1950年、戦火によって壊滅した首里城址跡に、**県民および海外にいる県系人の熱望と活動**により開学
- 1951年、ミシガン州立大学教授団（**ミシガン・ミッション**）が派遣され、米国型高等教育と学外普及事業に関する助言・指導を行う。（**Land Grant Universityの理念の導入**）
* 実学的な教育・研究を目指し、**英語学部、教育学部、社会科学部、理学部、農学部、および応用学芸学部**の6学部で活動開始
- 1972年、施政権の返還に伴って国立大学に
- 1979～83年、千原・上原地区へ移転
- 2004年、国立大学法人に



琉球大学の基本的な目標

琉球大学の目指すところ－Vision－

“Land Grant University”の理念のもと
地域との共生・協働によって
「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」
を目指すとともに、本学の強みを発揮し、
熱帯・島嶼・海洋・医学研究の国際的な拠点として
「アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学」
を目指す。

(第3期中期目標・中期計画より)



現在の琉球大学

●学部・大学院

7学部 (人文社会学部、国際地域創造学部、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部)

9研究科 (人文社会科学研究科、観光科学研究科、教育学研究科、医学研究科、保健学研究科、理工学研究科、農学研究科、法務研究科、鹿児島大学大学院連合農学研究科(独立研究科))

●学生数

学部学生：7,284人 大学院生：938人

●教職員数

教員：860人 事務・技術系職員：1,320人

琉球大学概要 H29年度より

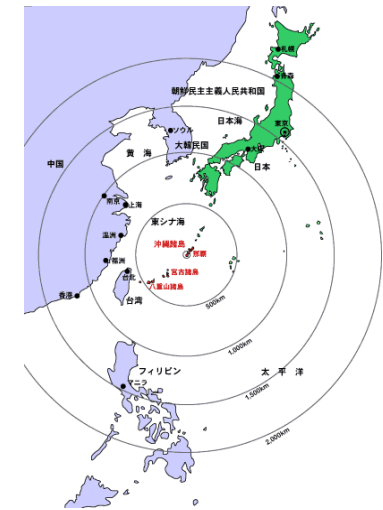
●収入・支出

収入：約366億円 支出：366億円



沖縄における戦争の惨禍といまだに続く大きな影響

- 沖縄は、第二次世界大戦で国内で実質上唯一の地上戦がおこなわれた地域。この戦いで軍・民合わせて20万人、沖縄県民の約5人に1人が亡くなるなど多大な戦禍に見舞われた。（沖縄県平和記念資料館 沖縄戦Q&A ほか
<http://www.peace-museum.pref.okinawa.jp/heiwagakusyu/kyozai/qa/q2.html>)
- 戦後も、沖縄は長く大戦の影響の下に置かれ続け、米国軍政府（1945-50）・米国民政府（1950-52）による占領と直接統治、琉球政府（1952-72）による間接統治は27年に及んだ。
- この間の世界情勢を背景に、地政学的な重要性から、広範囲の土地が米軍により接收され、現在もなお、県土面積の約10%が基地や演習地などの米軍用地であり続けている。
- 一方、アジアが世界の成長センターとなった現在、沖縄は地政学上の要衝であると同時に、日本・アジア間の経済や文化の重要なゲートウェイ（観光の拠点・物流のハブ等々）になりつつあり、琉球大学は知の津梁（架け橋）として、アジア・太平洋地域への貢献も重要なミッションに設定している。



琉球大学憲章

(2007年5月22日制定)

前文

・・・琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後とも変わることのない使命とする。

(中略)

終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。



2. 琉球大学の取り組み



「安全保障技術研究推進制度」の公募開始への対応

- 2015年7月、「安全保障技術研究推進制度」の公募開始
- 2015年8月、「安全保障技術研究」問題検討会を開催し、「軍事防衛研究に対する琉球大学のスタンス」を確認し、学長名で公表

軍事防衛研究に対する琉球大学のスタンス

大学における研究活動には、自由が必要である。先般、公募が開始された安全保障技術研究推進制度（以下、本制度という）は、将来の防衛装備品に適用できる可能性のある基礎研究を想定し、28の研究テーマについて、防衛省技術本部が研究課題を募集するものである。本制度の研究テーマは、民生分野へも活用できる側面を持っていることもあり、その研究を行う自由に思いをいたす必要がある。そもそも研究には、平和的な目的にも破壊的な目的にも利用される両義性（デュアル・ユース）の可能性が本質的に存在するのである。

一方、こうした研究の両義性を踏まえると、研究者は研究成果がその意図にかかわらず、人類の福祉を妨げるような目的に使用される危険性が内蔵されていることにも戒心しなければならない。

琉球大学は、「自由平等・寛容平和」の建学の精神を継承発展させ、「平和・共生の追求」を基本理念の一つとしている。また、琉球大学憲章においても、本学の教育、研究、社会貢献等の活動は平和に寄与することを謳っている。

現在、安全保障関連法案が審議され、安全保障に関する議論が国民の間でなされているところである。本制度が、研究成果を原則公開としているとしても、防衛省技術研究本部の指示のもとで運用されるとともに、研究成果が防衛装備品の製造等に将来つながることが想定され、軍事利用の蓋然性が高いことに鑑みると、本制度による研究を本学においてどう扱うかについては、本学の社会的使命などに照らし慎重に検討する必要がある。

琉球大学における教育研究は、学問の自由をふまえつつも、人類の福祉と平和に寄与するために行われるべきであり、それらを妨げる目的で行わないことを旨とする。したがって、当分の間、本制度による研究を本学において実施することは差し控えるべきである。

平成27年8月5日
国立大学法人琉球大学
学長 大城肇



日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」への対応

- 2017年3月、日本学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表
- 琉球大学内に軍事的安全保障研究WGを設置して基本方針案を策定し、全学議論を経て2017年10月にこれを制定

琉球大学の軍事的安全保障研究に関する対応の基本方針

平成29年10月11日
役員会 決定

琉球大学は、「自由平等・寛容平和」の建学の精神を継承発展させ、「平和・共生の追及」をしていくことを基本理念の一つとしています。また、琉球大学憲章は、沖縄が、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史等を踏まえ、国際平和の構築に貢献していくことを謳っています。建学以来、琉球大学は、このような理念や精神にのっとり、教育、研究、地域貢献活動を行ってきたことにより、学内外から高い評価と信頼を得てきました。

そうした中、2015年（平成27年）に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の公募が始まり、民生的研究と軍事的安全保障研究とは一応区別できるものの、研究成果については、その両者間で容易に転用され得るという両義性（デュアルユース）が本質的に存在することが改めて意識されるようになりました。また、2017年（平成29年）3月24日に日本学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」を発出し、大学等の研究機関は、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を審査する制度を設けるべきであるとの提言をしました。

大学における研究活動には自由が必要であり、デュアルユースの可能性のある研究のすべてを否定することはできません。また、現代の最先端技術は、民生と軍事的安全保障の双方で利用可能な技術が核心を占めてきていることから、その領域の研究を極度に避けようとすることは、本学やわが国の競争力の低下を招きかねないという意見も見受けられます。しかしながら、先に述べたような琉球大学の基本理念や琉球大学憲章の精神等に思いをいたせば、琉球大学における教育研究は、学問の自由を踏まえつつも、人類の福祉と平和に寄与するために行われるべきであり、それらを妨げる目的では行わないことを旨とすべきです。

そこで、学内における慎重な検討・議論を経て、琉球大学は、軍事的安全保障研究について、以下の3つの原則にしたがって対応することとします。

1. 軍事利用を直接目的とする研究は行いません。
2. 国内外の軍事を所管する公的機関からの資金提供を受けて行う研究は、人道目的の研究であることが明らかな場合など極めて例外的な場合を除き、行いません。
3. その他の研究についても、研究成果が軍事利用される蓋然性の認められる研究を行おうとするときは、その適切性について、学内での審査を受けなければならないこととします。



琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則の制定 —規則の概要—

- 基本方針を基にした議論を経て、2018年5月に「琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則」を制定

琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、琉球大学（以下「本学」という。）の軍事的安全保障研究への対応に関する事項を定めることにより、本学における研究が、琉球大学の軍事的安全保障研究に関する対応の基本方針（平成29年10月11日役員会決定。以下「基本方針」という。）に沿って行われるようにすることを目的とする。

（本学研究者の責務等）

第3条 本学研究者は、軍事目的の研究を行ってはならない。

2 本学研究者が、軍事的安全保障研究とみなされる蓋然性のある研究を行おうとするとき（研究分担者となって行う場合を含む。）は、次条に定める委員会の承認を得なければならない。

（委員会の設置）

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に、国立大学法人琉球大学組織規則第26条に基づき、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の審査を行うため、琉球大学軍事的安全保障研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審査の申請）

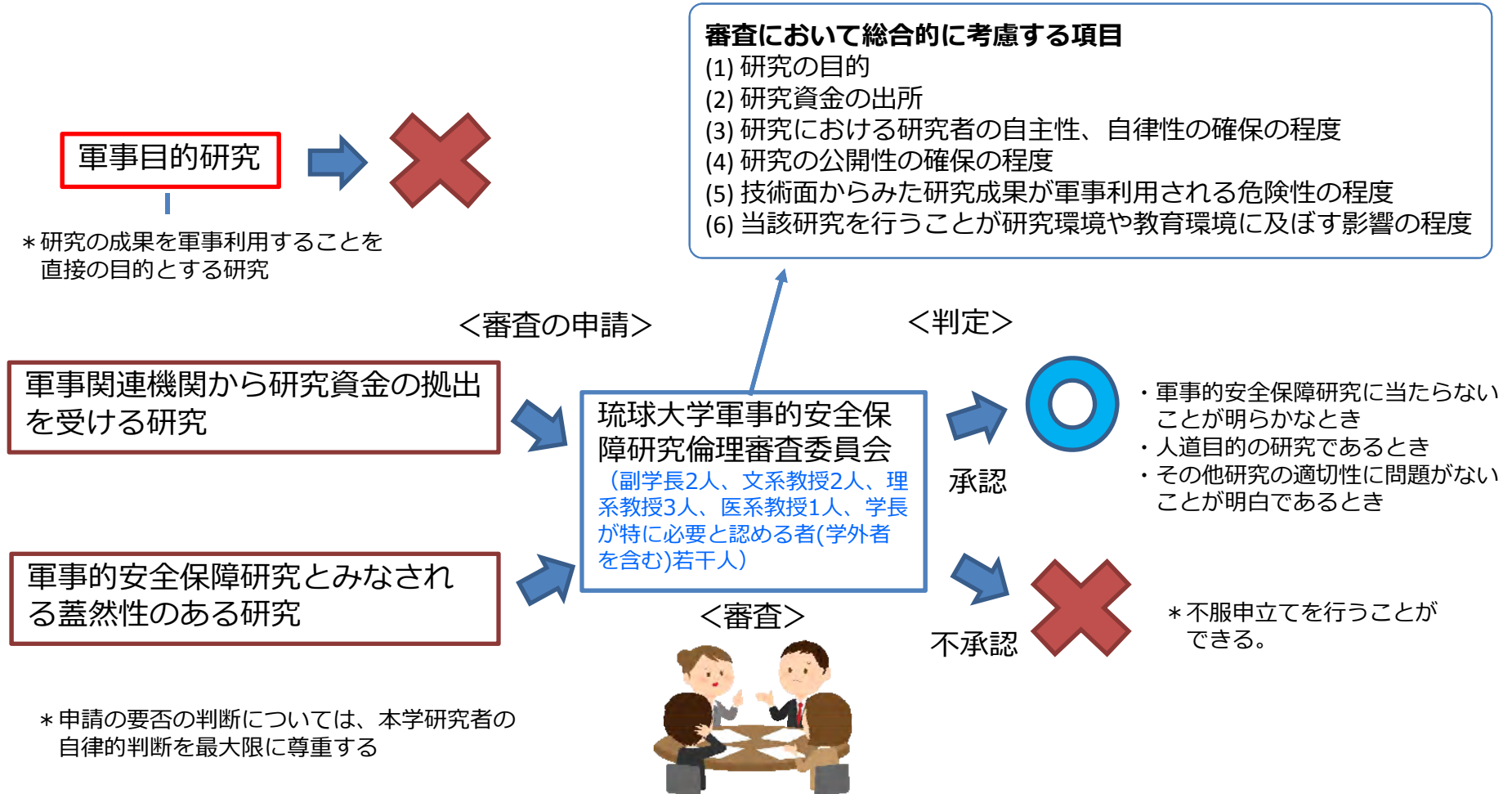
第9条 本学研究者は、次に掲げる場合は、当該研究の適切性について、委員会に対し、審査の申請を行うものとする。

- (1) 軍事関連機関から研究資金の拠出を受けて研究を行おうとする場合
- (2) 現に行い、又は行おうとする研究が、軍事的安全保障研究とみなされる蓋然性があると思料する場合



琉球大学軍事的安全保障研究倫理審査委員会の概要

- 「琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則」第4条に基づいて設置



制度づくりの過程で出された主な議論

- 安全保障研究は国税で成り立っている国立大学の義務ではないのか。
 - 特定の研究を抑制するというのは、学問の自由をうたう憲法に違反するので、やってはいけないのではないのか。
 - 軍事に関わる企業を通じて軍事研究に繋がってしまう危険があるので、そこまで封じるようにもっと厳格なルールにすべき。
- ……などなど。

これからの課題

- 琉球大学軍事的安全保障研究倫理審査委員会で丁寧な議論をするよう確実に運営していくこと。
- その中で、さまざまな実例を丁寧に検討し、判定をするという経験と、判定結果を積み上げていくこと。
- その経験を知にまとめ上げていくこと。
- 全国の大学等での議論や経験との交流を図り、力量を高めること。

ご静聴ありがとうございました

